

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」、  
「社会内処遇における新たな措置の導入」  
及び「施設内処遇と社会内処遇との連携の  
在り方」（検討課題等）（5）

保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措置の導入  
及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方（検討課題等）（5）

第1 特別遵守事項の種類の追加

考えられる施策・制度の概要

保護観察対象者の改善更生を促進するため，特別遵守事項の種類として以下の内容を追加する。

- 1 自助グループが実施するミーティング，更生保護施設が実施するプログラムその他の民間支援団体等が実施する改善更生に資する援助（法務大臣が定める基準に適合するものに限る。）を受けること。
- 2 更生保護施設に宿泊すること及び当該施設から一定の時間帯は外出をしないこと。

【検討課題】

1 民間施設が実施するミーティングへの参加やプログラム等の受講

- 必要性及び相当性
- 対象者
  - ・ 新設する特別遵守事項の設定は，保護観察対象者全般を対象とするか，特定の保護観察対象者に限定するか。
- 法務大臣が定める基準の在り方
  - ・ 民間施設が行うミーティングやプログラム等について，法務大臣が水準を確保するために定める基準はどうあるべきか（内容が明確かつ効果的であること，履行状況の確認が可能であること等）。

2 更生保護施設への宿泊義務付け及び当該施設からの外出禁止

(1) 更生保護施設への宿泊義務付け

- 次のような要件・基準とすべきか。
  - ・ 保護観察付全部猶予者について，遵守事項違反があり，執行猶予の取消しの申出をすることもあり得るが，保護観察を継続することができる可能性もある場合において，一定期間，問題のある環境から遮断しつつ濃密な処遇を行う必要があるとき。
  - ・ 仮釈放者について，刑事施設から社会内への円滑な移行のために，段階的な処遇を行う必要があるとき。
- 法整備の要否
  - ・ 更生保護施設への宿泊の義務付けについて，現行の更生保護法第51条第2項第5号で設定可能か（更生保護施設で指導監督を行う体制が整備できれば同号で設定可能か。）。

(2) 宿泊を義務付けられた更生保護施設からの外出禁止

- 次のような要件・基準とすべきか。

- ・ 遵守事項違反があり,更生保護施設への宿泊が義務付けられた後,夜間に同施設の門限を守らず外出し,問題性のある者と接触するなどしているため,再犯のおそれが高まっているとき。
- 法整備の要否,内容
  - ・ 宿泊を義務付けられた施設からの外出禁止については,現行の更生保護法第51条第2項第1号で設定可能か。
  - ・ 外出の許可主体や禁止すべき時間帯等を明示すべきか。

## 第2 犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実等

### 考えられる施策・制度の概要

- 1 刑の執行の初期段階において,犯罪被害者等から心情等を聴取し,伝達すべきものについては加害者に伝達するとともに,聴取した心情等を踏まえた矯正処遇を行い,その処遇状況・結果を踏まえた仮釈放審理等を行うこととする。
- 2 保護観察における指導に,より犯罪被害者等の視点を加える。

### 【検討課題】

#### 1 刑の執行初期段階における犯罪被害者等の心情等伝達制度

- 対象とする事案
  - ・ 必要性・相当性の観点から対象とする事案の要件を設けるか,設ける場合,どのようなものとするか。
- 意見・心情等の聴取を担当する機関
- 聴取の手続
  - ・ どのような場合に聴取するものとするべきか。
  - ・ どのような方法・場所で聴取するものとするべきか。
- 聴取した意見・心情等の処遇への活用方法
  - ・ 矯正処遇へのいかし方(「被害者の視点を取り入れた教育」等)
  - ・ 仮釈放等審理へのいかし方
  - ・ 仮釈放等の後の保護観察へのいかし方
  - ・ 上記結果について聴取した被害者等への通知の要否や方法
- 矯正段階における損害賠償債務についての把握の在り方
- 現行法上の被害者等の意見等の聴取制度(更生保護法第38条)や心情等伝達制度(同法第65条)との関係

#### 2 より犯罪被害者等の視点に立った指導

##### (1) 損害賠償を促すための措置

- 特別遵守事項又は生活行動指針による義務付けの必要性及び相当性
- 法整備の要否

(2) 被害者等の状況を理解してそれを踏まえて行動することを促すための指導

- 指導内容
- 対象者
- 特別遵守事項又は生活行動指針による義務付けの必要性及び相当性
- 法整備の要否
  - ・ 保護観察官が処遇を行うに当たっての考慮要素の一つとして、被害者等の状況を追加すべきか。

第3 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等

考えられる制度の概要

1 【保護観察の仮解除】

- (1) 保護観察所の長が、保護観察付執行猶予者については、一定の要件があるときは、保護観察を仮に解除することができるものとする。
- (2) 仮解除の要件・基準を具体的かつ明確なものとする。
- (3) 保護観察所の長は、保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者については、一定の要件があるときは、仮解除の処分を取り消さなければならないものとする。

2 【刑の執行猶予中の保護観察の解除】

刑の執行猶予中の保護観察について解除することができるものとする。

【検討課題】

1 仮解除の活用促進

- 要件・基準の在り方
  - ・ 客観的かつ適正な判断を確保するための具体的かつ明確な基準はどのようなものであるべきか。
  - ・ 遵守事項及び生活行動指針の遵守が仮解除の要件であることを明示すべきか。
- 仮解除の手続
  - ・ 判断主体の変更に伴って変更すべき点はあるか。

2 刑の執行猶予中の保護観察を解除できる制度の導入

- 必要性
  - ・ (仮解除に加えて) 解除の仕組みが必要となるような事案はあるか。
- 相当性
  - ・ 裁判の内容を事後的に変更する相当性があるか。
- 判断主体

- ・ 判断は地方更生保護委員会が行うべきか，裁判所が行うべきか。
- 解除の要件及び手続
- 解除の効果

#### 第4 外部通勤作業や外出・外泊の活用等

##### 考えられる施策の概要

刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図り，社会復帰を促進するため

- ① 外部通勤作業や外出・外泊をより活用する。
- ② 刑事施設内における開放的処遇を拡大する。
- ③ 仮釈放後に段階的な処遇を実施する。

#### 第5 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用の在り方等

##### 考えられる施策・制度の概要

- 1 保護観察の処遇方針の策定等のため，少年鑑別所への通所による調査をより活用する。
- 2 保護観察の遵守事項違反があった場合に，執行猶予の取消しの申出をするか，新たな特別遵守事項を定めるなどして保護観察を継続するかを判断するため，少年鑑別所への収容を伴う集中的な調査を行う制度を設ける。

##### 【検討課題】

##### 1 少年鑑別所への通所による調査

- 調査の時期
  - ・ 以下のような場合に調査を行うこととするか。
    - ① 保護観察導入期におけるアセスメントとして行うとき。
    - ② 処遇方針等を策定するために調査として行うとき。
    - ③ 保護観察開始後，処遇の経過に応じて調査として行うとき。
- 調査の内容
- 対象者
  - ・ 若年者に限るか否か。
  - ・ 保護観察付全部猶予者を対象とした上で，保護観察付一部猶予者や仮釈放者等も対象とすべきか。
- 手続
- 法整備の要否

## 2 少年鑑別所への収容を伴う集中的な調査

- 必要性
  - ・ 保護観察所の長が、執行猶予の取消しの申出をするか、新たな特別遵守事項を定めるなどして保護観察を継続するかを判断することを目的として、収容して集中的な調査を行うことを可能にするため、この制度を設ける必要があるか。
- 調査の内容
- 対象者
  - ・ 若年者に限るか否か。
  - ・ 保護観察付執行猶予者のほか、仮釈放者等についても対象とすべきか。
- 要件
  - ・ 遵守事項違反があり、執行猶予の取消し申出をするか否かの判断をするため必要があるときとするか。
- 期間
- 手続その他
  - ・ 現行の留置制度（更生保護法第80条）と組み合わせた制度とすべきか、別の新たな制度を設けるべきか。

## 第6 更生保護事業の体系の見直し

### 考えられる制度の概要

更生保護施設が行う専門的な処遇等を更生保護事業として明文で定める。

### 【検討課題】

#### 1 内容

- 更生保護事業として明文で定める具体的内容

#### 2 参入要件・監督の在り方

- 事業として認める場合の要件
  - ・ 許認可にするか、届出又は登録とするか。
  - ・ 許認可とする場合の判断主体や届出とする場合の届出先をどうすべきか。
- 事業に対する監督の内容
  - ・ 現行法から変更する必要があるか。

#### 3 その他

- 自立準備ホームの事業としての位置付け
  - ・ 更生保護事業として位置付ける必要性及び相当性はあるか。